

暉峻衆三先生著『わが農業問題研究の軌跡－資本主義から社会主義への模索－』

(お茶の水書房、2013年)をめぐって

専修大学 矢吹満男

I 暉峻先生「同時代私史」(『評論』No.14、142、2004年2月、4月)

大原社会問題研究所、労働科学研究所、宇野弘蔵、山川均、東京教育大の筑波移転紛争原爆体験(8月12日～9月中旬陸軍「脱走」)

二瓶先生も8月下旬江田島の海軍兵学校から広島駅より福島県会津に帰郷

2004年「同時代私史」を興味深く読ませていただき、機会があればいろいろとお聞きしたいと考えておりましたことが今回の『軌跡』でよく理解できました。御著の成り立ちなどお聞かせください。先生の原爆体験は二瓶先生の体験と合わせ心を打たれました。

II 山田理論と大内・宇野理論 「二大岸壁」との対決(暉峻先生著『日本農業問題の展開上下』東大出版会、1969年、1984年)

<山田『分析』>

明治維新変革とその根幹の変革である「地租改正」によって、「旧幕藩を基調とする純粋封建的土地所有組織＝零細耕作濃度経済から軍事的半農奴制的堡壘をもつ半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕への編成替え」が行われた。維新後の「半封建的土地所有制」は「公力＝[経済外的強制]、その相関、によって確保された」「34%の地租徴収と68%の地代徴収とを包括する二層の従属規定」のもとに置かれた。この規定から導きだされる当面の変革課題はこの「半封建的土地所有制」、つまりは「地主制」の解体 (28頁)

⇔

<大内力の山田批判 大内力『日本資本主義の農業問題』(日本評論社、1948年)>

日本は明治維新変革によって封建制を廃棄して資本主義発展の道を切り開き、そのもとで帝国主義段階に到達するほどに高度な発達を遂げた。地主制度のもとで収穫の68%にも及ぶ高い小作料は過剰人口を滞留させた小作農(「過小農」)の競争の結果であって、「半封建的」「経済外的強制」によるものではない。農業部門に「封建制」が残っているにしてもそれは過渡的か、資本主義に規定された副次的なもの

この貧しい小作農から出稼型の低賃金労働者が排出され、資本家はそれを有力な武器に外国に安く商品を輸出して資本主義を発展させることができた。日本資本主義にとって貧しい小作農(「過小農」)の存在は好ましいものであり、資本主義は「過小農」維持政策を採用してそれを温存しようとした。

したがって、小作農民を貧しさから解放するためには当面する変革は農業協同化による社会主義的変革である。日本で実施されている「農地改革」は農民を「過小農」の地位におしとどめるものであり、農民の貧しさからの開放には役立たない、むしろ後ろ向きの改革である (28頁)

小作農はいまや「地主に人格的に隷属し、土地に緊縛されている農奴ではない。彼はいつでもその土地を放棄して自由に近代的な賃労働者になり得る自由人であり、日本の資本主義社会全体の法則のよって支配されている存在」である。「封建的な『経済外強制』は今日

の地主と小作人のあいだには存在しない」 (215～6 頁)

＜宇野弘蔵の山田批判 宇野弘蔵編『地租改正の研究』上下、東大出版会、1957、8 年＞

金融資本の時代に資本主義化した日本のようなばあいには、一方ではきわめて高度化した資本家的工業と、他方では旧来の小生産者の経営、極度におくれた農村とが併存することになる。そのような状態から、「いわゆる封建遺制によってその土地所有をも近代的とせられないというのであるが」、「この封建遺制なるものは、土地の自由なる売買移転を阻止するものではないのであって、土地所有に関する限りはもはや遺制とはいえない」。このように地租改正は近代的土地所有を確立し、それによって「資本家的商品経済の発展を阻害する旧封建的諸関係を排除」したところにその意義があるのであって、そのようなものとして明治維新変革は「ブルジョア革命」なのだ、と宇野は主張する。 (211 頁)

＜暉峻先生の大内批判＞

明治維新後も、資本主義が置かれた条件のもとで、徳川幕藩体制から引き継がれた伝来的な零細農家経営（過小農）と諸慣行が農村では根強く滞留しつづけた状況を重視すべきであって、地主的土地所有、地主・小作関係もそのような状況を踏まえて把握すべきであり、大内のようにいきなり社会主義を提起するのではなく、それ以前に、農民の人権や社会的諸権利の強化や経営の改善のためにやるべき資本主義体制の枠組みのもとでの改良がまず必要 (29～30 頁)

『農業問題』で規定しているように、明治維新によって封建制は廃棄され、地主と小作農（過小農）の関係は基本的に対等になり、そのもとで耕地を巡る競争によって高率（額）小作料が形成されたと単純に捉えるべきではない (35 頁)

明治維新後も、幕藩体制下の零細農家経営が引き継がれるもとで、古い、封建的な「いえ」の格差（「家格」）が存続し、それが「むら」の慣行とも結びつき、地主小作関係とも絡みあった。さらに、小作農民が高利の負債を背負い「債務奴隷的」状態にあるもとでは、地主と小作は対等な関係にあるとはいえなかった。法体制として明治維新が封建制を廃棄し、私的・近代的土地所有権を法認したからといって、農村の実態が近代化されたとはいえず、農村の慣行、地主小作関係には「前近代的・半封建的」性格が色濃く残存することとなった (35 頁)

日本資本主義の確立期に本格的に展開した地主的土地所有制度は、その実態に即して「前近代的・半封建的」な性格をもったものとされなければならない (35 頁)

「農地改革の評価はネガティブにならざるをえない」(216 頁)、「これに対して、私は、当面、資本主義の枠組みのなかでの一定の改良として農地改革を重視」(220 頁)

「制度と、そのもとに内包される実態とを分け、その双方を総合的に見ていく必要」(217 頁)

＜暉峻先生の宇野批判＞

宇野の主張は法制度論であって、土地の私的所有権が法認され、売買移動が自由になれば、それによって土地所有が近代化され、そのもとで資本主義化が実現し、ブルジョア革命が遂行されたことになる、というものだ。制度論としてはそれでいいのかもしれない。だが、現状分析はそこに留まっていいのだろうか。その制度のもとで土地所有をめぐるどのような性格、特徴をもった実態が存在したのか、がさらに問われなければならないのではな

いか。(211 頁)

このことは、宇野が経済学の究極の目標として重視する現状分析と実践との関連、つまり当面する変革の性格を明らかにするうえでも重要な意味をもつのではないか。(211 頁)

もし宇野の土地所有についての主張から、いまや土地所有は近代化され、ブルジョア革命が遂行されたのだから、当面する変革の課題は社会主義だとするならば、それは誤りというべきではないか。その前に、当面、資本主義の枠組みのなかでの改良として、働く人間にとっての自由と自立、民主主義を促すための変革、地主制度と関わる「封建性」の打破が重要な変革の課題となるのではないか。(212 頁)

『原理論』を基点に『段階論』→『現状分析論』という展開として経済学をとらえるなかで実践の意義が消極化され、実践ともっとも密接にむすびつく『現状分析論』を基点にして、『段階論』や『原理論』の理解も深まり発展の契機が与えられるとう側面が軽視されていないか(『日本農業問題の展開上』336 頁)

「宇野や大内は法制度がそのまま実態化するものとして捉えた」(218 頁)

この点は労農派に対する重要な批判と思いました

<暉峻先生の山田・大内批判>

論のたて方が正反対の両者が共に、戦前期の日本資本主義の構造を固定的に説いている山田は「軍事的半封建的、日本資本主義」の基盤としての「半封建的土地所有並びに半隷農的零細農耕」が、また大内は日本資本主義下に貧困な「過小農」が、共に戦前期を通して不断に再生産されたものとして説いている。(220 頁)

⇔

戦前期にも資本蓄積の進展のもとで農業部門でも一定の構造的変化、歴史的展開があったものとして、いわばスパイラルに説こうとした(220 頁)

<暉峻先生の山田批判>

徳川幕藩体制は山田のいうように「純粹封建制」ではなく、その内部に商品・貨幣経済の生成と展開すなわち商人・金貸資本とその一環である地主的土地所有の生成と展開を促し、封建体制を掘り崩す要因を内包していた(29 頁)

この半封建的土地所有制が純粹封建的土地所有制に対してどのような関係にあり、性格をもつのか、維新後の「公力」=[経済外的強制]や「隷農制的=半隷農制的従属関係」どのような性格のものか、について明確に規定されておらず、大内らによって論駁される弱点もっていた(215 頁)

「二層の従属規定」…は小作地地価の算定方式の例示、全体として公権力によって、強制された訳ではなかった(215 頁)

山田は制度と実態との区分を不明確にしたまま「封建性」を強調(218 頁)

山田はそれを正面から受け止め、制度と実態論の関連をふまえて反論し、自説を展開することをしなかった(219 頁)

顛末概要序言「封建的」なるものの払拭 → 宇野や大内らからの厳しい批判を受けて、戦

後、山田は規定を修正的に明確化したといえるのはないだろうか。

(218 頁)

III 暉峻先生の山田批判に対する二瓶先生のコメント

「しかし、『農地改革顛末概要』「序言」には、戦前の日本資本主義を「半封建的土地所有制＝半隷農的零細農耕を基盤とするところの軍事的半封建的、日本資本主義」と規定しています。この点で、山田さんに「修正」はないと思われます。この「序言」で「封建性」とか「封建的なるもの」と呼ばれているのは、日本の歴史では、「第2の画期」（荘園制）、「第3の画期」（太閤検地）、「第4の画期」（地租改正）を包括したものとして言われており、「何れも略々全剰余を含む地代範疇として「封建的」なるものの規定を表示することができる」と言われています。そこで、戦後農地改革は、単に、明治から第2次大戦までの「半封建的土地所有制」を変革するに留まらず、荘園制以後の、様々な形態の「封建的」性格の土地所有制を「払拭」し、日本の歴史を根底から変えるものだ、という意味で、「封建的」なるもの」の払拭が言われたのではないかと思います。そういう意味で、「その変革の基本過程は、「封建的」なるもの」の払拭と「農民解放」（『覚書』）と、これであって、そこに農地改革の地位が与えられる。」という文がかかれたのではないのでしょうか。そして、これに続いて、「封建的」なるもの」の払拭と「農民解放」とはそれ自体、世界史的な過程である」として、英・仏・露・中国の革命が挙げられているのも、これらの革命によって、あれこれの形態を含む「封建的」なるものが一掃されたこと、それによって歴史が新たな段階に入ったということを言おうとしたのではないのでしょうか。

したがって、「封建性」とか「封建的なるもの」という表現は、山田『分析』における戦前日本資本主義の土地制度の規定の「修正」を意味するものではないと思います。」

この二瓶先生のコメントに対する先生のお考えをお聞かせください。

「日本資本主義の軍事的半封建的型制」は「爾来、資本主義的発達並びに資本主義的分化の諸々の様相をとり乍らも、基本型そのものは本質的に変容を遂げることなく、依然として、今日に至るまで存続してきていること。これが農地改革の直面する問題の点である」（山田「農地改革の歴史的意義」『戦後日本経済の諸問題』有斐閣、1949年所収、147頁）

「この時期に一応体制的に確立する日本資本主義の特有な構造は、のちの資本主義の展開のもとで漸次その基盤をほりくずされていながらも、太平洋戦争にともなう日本の敗北に至るまで、なお頑強にその原型をとどめた」（『日本農業問題の展開上』2頁）

IV 山田の宇野・大内への反論[小林賢齋『資本主義構造論 山田盛太郎東大最終講義』（日本経済評論社、2001年）]

「原理論的には、Pm 生産部門も Km 生産部門も資本家的生産として確立されていることはいうまでもない。しかし、現実の歴史のなかでは、資本主義は、非資本主義的生産を多かれ少なかれ国の内外に残存せしめ、それを利用しつつ発達する。

イギリスの産業革命によって、その資本主義が確立したというばあいでも、生産手段の生産までも資本家的に処理されるようになっていたとはいえない

むしろ資本主義は、労働力の創出が商品関係をつうじて、いわば自動的におこなわれるようになったとき確立する、より具体的にいえば、衣料生産の基幹部分が資本家的生産に支配されるようになれば足りる」（大内力『経済学大系7 日本経済論上』東大出版会、1962

年、60 頁)

⇔

「1810 年代には機械で機械をつくる旋盤の原理が確立し、いかなる幾何学的形態でも機械で生産できるようになり、そこで機械生産が確立した、一つの新しい段階
大工業がホルマインになる この段階で初めて自営農民を根こそぎ壊滅させ、賃労働者たらしめる」(15~6 頁)

『講座派』の論理体系のなかには段階論が欠如」(大内力『経済学大系7 日本経済論上』東大出版会、1962 年、63 頁)

⇔

「各国の近代化・資本主義化は、各国がそれぞれ固有の歴史的発展を経てきているだけではなく、世界史的連携のもとに行われるので、その「起点」における相違が、それぞれの国に固有の資本・土地所有・賃労働の編成—これを資本主義の構造と呼ぶのだが—を生み出し、それが「産業資本確立過程」で「終局的に決定」されていく。そしてこの各国の固有の資本・土地所有・賃労働の編成、構造的特質、つまり各国資本主義の「型」は、いわゆる『段階論』が主張するように、しほんが重商主義・自由主義・帝国主義といったいわゆる「発展段階」を経過することによっては基本的に変化するものではなく、「型」の根幹に触れる一大変革によって初めて改変されうるものである。」(i 頁)

V 資本主義から社会主義への模索

「社会が、ひたすら生産諸力の増進と利潤追求の企業を基軸に高い経済成長を追求することを止め（それができるほどに経済の発展が高度の段階に達し）、人びとの労働と生活の場に基礎を置いて、資本主義がついに解決し得なかった上述の諸問題（景気変動、そのもとでの（構造的）失業、貧困と飢餓、貧富の格差、環境の破壊）の解決に重点を置いて取り組もうとするとき、社会主義は初めて現実性をもって論じうるようになるのではないだろうか」(122-3 頁)

このご指摘には共感を覚えました。

VI アベノミクスの農業政策の評価

2012 年末安倍内閣が成立し、「40 年以上続いた米の生産調整を見直し、生産数量目標の配分を 5 年後に廃止」、「法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの新たな農業の担い手への農地集積と集約化」、「分散した農地を集積する機能を担う『農地中間管理機構』を各都道府県に整備」等が進められようとしている。これについてのお考えをお聞かせください。

VII 「平和共存を掲げる『日本国憲法』と「多様な農業の共存を目指す」『WTO 農業交渉 日本提案』を掲げて日本はアジアを軸に外交活動を積極化すべき」(2012 年 7 月 21 日「日本の食料安全保障と農業、TPP」報告ブック、10 頁) と提言された。

その後、尖閣問題が尖鋭化、2012 年末に安倍内閣が成立し、TPP 交渉への参加、集団的自衛権等先生の提言とは逆の方向でアジアが分断されるような状況となっている。これについての先生のお考えをお聞かせください。